

平成 27 年 7 月 24 日

関係者各位

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長
名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課長

介護・障害福祉サービス事業所に対する行政処分について

日頃から、本市の介護・障害福祉行政に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。このたび、本市は、下記のとおり介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)の規定に基づき、下記のとおり処分を決定いたしました。

記

1 処分の対象となる事業者及び事業所

- (1) 事業者
名古屋市南区に所在する営利法人
- (2) 事業所
名古屋市南区に所在する、介護保険法に基づく訪問介護事業所及び障害者総合支援法に基づく居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所

2 処分の内容

(1) 介護保険法に基づく処分

決定した処分	効力停止の期間
指定の一部効力の停止	平成27年8月1日から平成28年1月31日まで

※効力停止の期間中新規利用者の受け入れを停止し、かつ、介護給付費の請求の上限を 7 割とします。

(2) 障害者総合支援法に基づく処分

決定した処分	効力停止の期間
指定の全部効力の停止	平成27年8月1日から平成28年7月31日まで

3 処分の原因となる事実

(1) 介護保険法第 77 条第 1 項第 6 号に該当する処分事由

上記 1 (1) に記載の法人は、同社の運営する住宅型有料老人ホームに居住していなかった特定の高齢者について、当該住宅型有料老人ホームに居住したことにして、平成 25 年 5 月から平成 26 年 7 月までの間に上記 1 (2) に記載の事業所が提供する訪問介護サービスを受けていたとする虚偽の提供記録を作成し、報酬請求を行いました。実際には、当該高齢者がその間、訪問介護サービスを利用した事実はありませんでした。

(2) 障害者総合支援法に該当する処分事由

ア 居宅介護（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 5 号に該当）

上記 1（1）に記載の法人は、同社の運営する住宅型有料老人ホームに居住していなかった特定の障害者について、当該住宅型有料老人ホームに居住したことにして、平成 25 年 1 月から平成 26 年 7 月までの間に上記 1（2）に記載の事業所が提供する居宅介護サービスを受けていたとする虚偽の提供記録を作成し、報酬請求を行いました。実際には、当該障害者はその間、居宅介護サービスを利用した事実はありませんでした。

イ 重度訪問介護、同行援護（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 10 号に該当）

重度訪問介護、同行援護についても、一体的な運営が行われている事業所であるため、あわせて指定の全部効力の停止処分を行います。

4 本市に対する返還金額

不正の行為により支給を受けた給付費の返還については、当該給付費の 40%を加算した額を返還するよう、名古屋市が事業者に命じ、これを徴収します。

(1) 介護保険法に基づく訪問介護サービスにかかる返還金額

不正を行った期間	平成 25 年 5 月から平成 26 年 7 月まで
不正請求額 (A)	550,930 円
加算金 (B)	550,930 円 × 40% = 220,372 円
返還金額 (A+B)	771,302 円

(2) 障害者総合支援法に基づく居宅介護サービスにかかる返還金額

不正を行った期間	平成 25 年 1 月から平成 26 年 7 月
不正請求額 (A)	11,820,064 円
加算金 (B)	11,820,064 円 × 40% = 4,728,025 円
返還金額 (A+B)	16,548,089 円

(3) 名古屋市への返還金額

$$(1) + (2) = 17,319,391 \text{ 円}$$

【問合せ】

高齢福祉部介護保険課

電話：052-972-3487

障害福祉部障害者支援課

電話：052-972-3965